

■ **職場の健康保険などの被扶養者だった方の軽減**

これまで職場の健康保険などの被扶養者であった方(元被扶養者)は、保険料の被保険者均等割額が加入から2年を経過する月まで5割軽減されます。なお、所得割額は、すべての被扶養者の方について当面の間かかりません。

■ **令和6・7年度保険料率改定における所得別モデルケース**

例1：夫婦世帯 夫：年金収入300万円 妻：年金収入80万円

	所得額	令和5年度	令和6年度	令和5→6年度増加額	増加率	令和7年度	令和6→7年度増加額	増加率	軽減
夫	190万円	19万円	21万7,000円	2万7,000円	14.2%	21万7,000円	0円	0%	なし
妻	0円	4万9,300円	5万3,400円	4,100円	8.3%	5万3,400円	0円	0%	なし

例2：夫婦世帯 夫：年金収入200万円 妻：年金収入80万円

	所得額	令和5年度	令和6年度	令和5→6年度増加額	増加率	令和7年度	令和6→7年度増加額	増加率	軽減
夫	90万円	6万9,600円	7万5,500円	5,900円	8.5%	7万9,000円	3,500円	4.6%	5割
妻	0円	2万4,600円	2万6,700円	2,100円	8.5%	2万6,700円	0円	0%	5割

例3：単身世帯 本人：年金収入200万円

	所得額	令和5年度	令和6年度	令和5→6年度増加額	増加率	令和7年度	令和6→7年度増加額	増加率	軽減
本人	90万円	8万4,400円	9万1,600円	7,200円	8.5%	9万5,000円	3,400円	3.7%	2割

■ **保険料の納め方**

《特別徴収》 年金額(特別徴収対象の年金)が年間18万円以上で、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超えない方は、年金から天引きされます。年度の途中で転入、75歳になった方などは、一定期間特別徴収となりません。

《普通徴収》 □座振替や納付書で個別に納付していただきます。

保険料の納付月(☆が納付月)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	☆		☆		☆		☆		☆		☆	
普通徴収				☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	

■ **保険料の納付方法の選択**

年金から天引きの「特別徴収」に替えて、口座振替による「普通徴収」を選択することができます。希望する方は、納付方法変更の申請と口座振替の手続きが必要です。

※ 社会保険料控除の適用になる方は、振替口座の名義人です。

■ **口座振替の手続き**

預貯金通帳(口座番号がわかるもの)、通帳の届出印、保険証を持参の上、金融機関または住民福祉課医療年金係の窓口で手続きをしてください。

愛知県後期高齢者医療制度協定保養所利用助成のご案内

被保険者の健康保持・増進を目的に、協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を助成します。助成は4月1日～翌年3月31日の1年間で、全保養所合わせて最大4泊までです。

■ **協定保養所名(場所)と電話番号**

- ▽すいとぴあ江南(江南市) ☎0587(53)5555【予約専用番号】
- ▽おんたけ休暇村セントラル・ロッジ(長野県王滝村) ☎0264(48)2111
- ▽豊田市百年草(豊田市) ☎0565(62)0100
- ▽サンヒルズ三河湾(蒲郡市) ☎0533(68)4696
- ▽あいち健康の森プラザホテル(東浦町) ☎0562(82)0211

■ **利用方法**

予約時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療の被保険者」であることを伝え、宿泊当日に保養所の窓口で、後期高齢者医療の保険証と利用カード(初回利用時に保養所にて交付)を提示して押印を受けてください。精算時に利用料金に対し、1,000円を助成します。

※ 保険証は必ずお持ちください。マイナンバーカードは使用できません。

※ 各保養所の開館状況の確認や宿泊予約につきましては、直接各保養所にご連絡ください。

■ **問い合わせ先**

愛知県後期高齢者医療広域連合給付課 ☎052(955)1205

